

# 不動産競売事件申立てに必要な費用・添付書類等一覧表

金沢地方裁判所本庁・七尾支部 不動産競売係

平成28年8月8日改訂

令和元年8月30日改訂

令和3年9月1日改訂

【手続費用】		
申立手数料	4,000円 (収入印紙)	(強制競売) 債務名義1個につき(当事者複数の場合, 当事者数に応じて4,000円ずつ加算) (担保権実行) 担保権1個につき
登録免許税	原則として, 次の計算式により算出した金額の収入印紙又は国庫金納付書・領収書 (計算式) 確定請求金額(1,000円未満切捨て) × 4 / 1000 = 登録免許税額(100円未満切捨て) ※ただし, 上記計算で1,000円未満となる場合は, 登録免許税は1,000円になります。 ※根抵当権の場合で, 確定請求金額が極度額以上のときは, 極度額で計算します。 ※物件が複数の法務局にまたがるときなど, ご不明な場合は受付係まで照会してください。	
予納金	10筆まで50万円 (※10筆を超える場合, 共同住宅や工場等を含む場合は受付係まで照会してください。)	

【提出書類】	③から⑧までの書類は1ヶ月以内に発行されたものを提出してください。	提出部数	
		原本	写し
① 申立書	A4版, 横書き, 左綴じ, 各頁に捨印を押してください。	1	
② 請求債権目録または担保権・被担保債権・請求債権目録	申立書記載と内容が同じもので, 捨印, 頁数のないもの。		1
③ 不動産登記事項証明書 (全部事項証明書)	物件が土地・建物一方のみの場合, 他方の登記事項証明書も必要です。更地の場合はその旨の上申書も提出してください。 敷地権付きマンションの場合は, 敷地の登記事項証明書も必要です。	1	1
④ 公租公課証明書	固定資産評価額証明書は不可。非課税の場合はその旨が記載されている公文書が必要です。	1	1
⑤ 資格証明書	当事者が法人の場合。なお, 不動産登記記録上及び債務名義上の住所, 名称が現在と異なる場合, 連続性のわかるもの(例:閉鎖事項証明書)を提出してください。	1	1
⑥ 住民票等	債務者・所有者が自然人の場合。なお, 不動産登記記録上及び債務名義上の住所, 氏名が現在と異なる場合, 連続性のわかるもの(例:除票, 戸籍の附票)を提出してください。	1	1
⑦ 公図	物件が土地・建物一方のみの場合, 他方の公図も必要です。縮小コピー不可。備え付けが無い場合はその旨の上申書を提出してください。	1	2
⑧ 建物図面・各階平面図		1	2
⑨ 現地案内図(住宅地図等)	対象物件に印をしてください。	1	2
⑩ 意見書及び同意書	特別売却及び続行決定前の評価命令についてのもの。 申立書本文への記載も可。	1	
⑪ 続行決定申請書	官公庁による先行差押え滞納処分がある場合に提出してください。	1	
⑫ 執行力のある債務名義 正本と送達証明書 (強制競売のみ)	更正決定がある場合はその正本と送達証明書も含みます。仮差押の本執行の場合は, その旨の上申書(申立書記載も可)と仮差押決定正本の写しを提出してください。	1	

※事案によっては(当事者死亡, 法人の解散, 破産等), 別途書類の追加や申立てが必要になる場合があります。  
※形式競売事件に必要な書類については受付係までお問い合わせください。